

児童の権利に関する条約ができるまで

- 1959年 国連総会で「児童の権利宣言」を採択
- 1979年 国際児童年
- 1989年 国連総会で「児童の権利条約」を採択
(平成元年) 20か国の締結により1990年9月2日に発効
- 1994年 4月22日、わが国は条約を批准し、
(平成6年) 同年5月22日から国内で発行
- 1995年～2005年 人権教育のための国連10年



人権教育のための国連10年行動計画（要旨抜粋）

項目	内容例
1. あらゆる場を通じた人権教育の推進 (1) 学校教育における人権教育の推進 (2) 社会教育における人権教育の推進 (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒の人権尊重の意識を高める教育の推進、人権教育に関する指導内容・方法の充実、教員研修や情報提供による人権教育の支援等 ・ 社会教育施設等における人権に関する学習機会の充実、識字教育や障害者等の学習機会の充実、指導者養成等 ・ 人権侵害の被害者救済に関する施策の調査研究、人権教育の手法の調査研究、プログラムの開発等
2. 重要課題への対応 (1) 女性 (2) 子ども (3) 高齢者 (4) 障害者 (5) 外国人 (6) HIV感染者等 (7) 刑を終えて出所した人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取組の推進 ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進 ・ 子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進、児童の権利に関する条約の趣旨・内容の周知、いじめ問題等についての総合的な取組の推進、児童の商業的性的搾取の防止、子どもの人権専門委員制度の充実・強化 ・ 高齢者の人権についての教育・研修・啓発活動の推進、相談体制の整備、高齢者の社会参加の促進、雇用・就業機会の確保 ・ 障害者の人権についての啓発・広報活動や教育の推進、障害者の社会参加と職業的自立の促進 ・ 人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の推進 ・ HIV感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進 ・ 偏見・差別を除去し、社会復帰に資するための啓発活動を実施

児童の権利に関する条約

子どもが幸せで健やかに成長できる社会の実現をめざして



子どもは一個の人格を持った人間として尊重され
子どもとおとなが共に生き、
共に育っていく
という関係を築いていきましょう。

沖縄県教育委員会
平成10年 2月

児童の権利に関する条約って何だろう？

世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓など困難な状況におかれていることから、世界の国々が協力して児童の権利を認め、家族を含めたまわりの人たちが児童の健やかな成長をあたたく支援していくことを求めた条約です。



子どもにとって一番いい方法を

おとなが子どもに関するあらゆる取り組みを行うときには、子どもにとって、一番いい方法を考えなければなりません。

【関連条項：第3条】



子どもが生きる権利の保障を

子どもは生命に対する権利を持ち、生きていくことと成長・発達が最大限に保障されなければなりません。

【関連条項：第6条】



子ども自身が考え、感じあえるように

子どもは考えたり、感じたことを自由に表現する権利や、いろいろなことを知ったり伝えたりする権利があります。子どもだからという理由で、おとなから一方的に押しつけられることがあってはなりません。

【関連条項：第13条】

子どもを育てるのはみんなの責任で

育児は母親だけの責任ではありません。子どもを育てるに当たって、両親は共に責任があります。その養育責任が果たせるよう国は適当な援助をしなければなりません。

【関連条項：第18条】



障害のある子どもへの十分なる支援を

障害のある子どもは、その尊厳が保たれ、自立と社会参加への支援を得て、十分に相応な生活を送ることができなければなりません。

【関連条項：第23条】



子どもに教育を遊びや文化を

全ての子どもは、教育を受ける権利があります。また、学校の規則は、子どもを人間として尊重した上で、運用されなければなりません。

【関連条項：第28条】

